

I 地域保健・健康増進事業報告の概要

1 報告の目的

地域保健・健康増進事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

全国の保健所及び市区町村

3 報告の種類

年度報

4 主な報告事項

(1) 地域保健事業（地域保健法、母子保健法、予防接種法 等）

母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、衛生教育、職員の配置状況 等

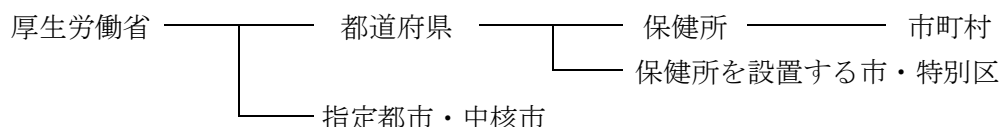
(2) 健康増進事業（健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2）

健康手帳の交付、健康診査、機能訓練、訪問指導、がん検診 等

5 報告の方法及び系統

(1) 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに、厚生労働省大臣官房統計情報部長に報告する。

(2) 報告の系統は次のとおりである。



6 利用上の注意

(1) 地域保健・健康増進事業報告の事業の実施主体は、地域保健編は「保健所」「市区町村」であり、健康増進編は「市区町村」である。

(2) 本概況において、「政令市」とは保健所を設置する市、「特別区」とは東京都区部である。

(3) 本概況の人口 10 万対比率の算出に用いた人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口（平成 23 年 3 月 31 日現在）」である。

(4) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
減少数を意味する場合	△
比率が微小（0.05 未満）	0.0

(5) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(6) 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が報告対象となったため、平成 20 年度より報告名を地域保健・老人保健事業報告から地域保健・健康増進事業報告と改めた。

- (7) 東日本大震災の影響により、岩手県の一部の地域、宮城県の仙台市を除く地域及び福島県の一部の地域の報告表の提出が、不可能な状況となったため、すべての数値について一部地域の数値が含まれていない。なお、詳細は、各頁の表、図又は統計表の脚注及び下記「本概況の数値に含まれていない地域について」に掲載している。
- (8) 今後、本概況の数値に変更等が生じた場合は、厚生労働省ホームページで更新し、「正誤情報」に掲載する。

URL (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19a.html>)

◎本概況の数値に含まれていない地域について

数値に含まれていない地域	
保健所	
	宮城県(仙台市以外の保健所)
市町村	
	岩手県 釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市
	宮城県(仙台市以外の市町村)
	福島県 南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市